

WALLIOR IT サポートサービス約款

第 1 条（目的）

株式会社No.1（以下「当社」といいます。）は、WALLIOR IT サポートサービス（以下「本契約」といいます。）について、WALLIOR IT サポートサービス約款（以下「本約款」といいます。）を定め、契約者が本約款にご同意いただくことによって、サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供させていただきます。

第 2 条（本約款の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款及び本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合には、料金及び提供条件等は、変更後の約款によります。

第 3 条（提供内容）

本サービスは、パソコンやその周辺機器、ネットワーク機器、ソフトウェア等に関する契約者からの設定依頼や操作方法等の問い合わせに対し、当社より電話案内、リモートサポートサービス、又は技術者の派遣を行い、当社の提供可能な範囲で助言又は設定等のサポートをするものです。

第 4 条（提供範囲）

第 3 条における本サービスの提供範囲は、本契約の申込書（以下「本申込書」といいます。）記載のサービス実施住所の事業所内における、契約者の所有物又は契約者が利用する権利を有している機器やソフトウェア、又はサービス等に限ります。

第 5 条（提供地域）

本サービスの提供地域は、当社のホームページに記載する「自社メンテナンス対象エリア」に限ります。それ以外の地域については、当社が可能と判断した場合にのみ提供するものとします。

第 6 条（提供時間）

本サービスの提供時間は、当社の営業時間内に限るものとします。

第 7 条（契約の単位）

本契約は、契約者の 1 の事業所につき 1 つずつ締結するものとします。

第 8 条（契約の条件）

本契約の締結には、契約者が当社と、以下の各号に定める商品又はサービス等のいずれかを契約している必要があり、本契約の履行には、契約者が当社と、それらの商品又はサービス等を契約中である必要があるものとします。

- (1) コピー機又は複合機
- (2) ビジネスフォン
- (3) パソコン
- (4) ネットワークセキュリティ
- (5) 防犯セキュリティ
- (6) ファイルサーバー

(7) WEB サイト制作

第 9 条（契約申込の承諾）

1. 当社は、契約者より本申込書による申込みを受けた後、これを審査した上で承諾するものとします。
2. 当社は、前項の規定に関わらず、以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
 - (2) 契約者が当社に届け出た内容に虚偽があるとき
 - (3) 契約者が本契約及び当社が提供するその他サービスの支払い義務を怠るおそれがあるとき
 - (4) 契約者が違法又は公序良俗に反する行為に本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (5) 実質的な本サービスの利用者が第三者となるおそれがあるとき
 - (6) その他、当社に不利益が生じるおそれがあるとき

第 10 条（契約期間）

本契約の開始日は、本申込書に記載される「申込日」とし、終了日は申込日の翌月 1 日から起算して 1 年を経過する日とします。契約期間満了の 1 ヶ月前までに、契約者が当社に書面等による解約の申し入れを行わない限り、本契約は更に 1 年間自動更新するものとし、以降も同様といたします。

第 11 条（契約内容の変更）

1. 契約者は、本申込書によって当社に届け出た内容に変更が生じた場合、当社所定の手続きに従って、速やかに当社に通知していただくものとします。
2. 当社は、前項の規定に関わらず、契約者が届け出たサービス実施住所に変更が生じたことが認められる場合、契約者の承諾を得ずに、サービス実施住所を変更できるものとします。
3. 契約者の有する事業所の移転や新設、又は統廃合等を伴わないサービス実施住所の変更はできないものとします。
4. 前各項において、変更が生じた後の事実が契約内容に沿わない場合、当社は契約者に対して、本契約内容の変更又は本契約の解約を要請し、契約者はそれを承諾するものとします。

第 12 条（権利の譲渡）

契約者は、本契約及び本サービス上の権利や義務を譲渡することはできないものとします。

第 13 条（本契約の終了）

本契約は、以下の各号に定める条件のいずれかを満たす場合、終了するものとします。

- (1) 契約者が、当社所定の方式に従って当社に通知し、当社がそれを承諾したとき
- (2) 第 8 条(契約の条件)に定めた事項に反したとき
- (3) 第 9 条(契約申込の承諾)第 2 項のいずれかに該当する事実があると当社が認めたとき
- (4) 契約者が、本契約及び当社が提供するその他サービスの支払い義務を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (5) 契約者の指定するサービス実施住所が、当社の定める自社メンテナンスエリア外になるとき

第 14 条（料金及び支払い方法）

1. 当社は契約者に対し、本契約書に記載のある月額料金と、その他本サービスに係る設定作業等によって発生した料金、並びにそれらに対する消費税相当額を、サービスを提供した翌月に請求するものとし、契約者は当社に対し、当該請求があった月の末日までに当該料金を支払うものとしします。
2. 契約者は、本契約に基づいて提供を受けた設定作業等について、その成否を問わず該当する料金を当社に支払うものとしします。
3. 当社は契約者に対し、本契約の申込日からその月の末日までの月額料金は請求しないものとしします。
4. 本契約の解約等により、1 ヶ月未満の日数が発生した場合は、その端数を切り上げて 1 ヶ月とみなし、日割による計算は行わないものとしします。

第 15 条（延滞利息）

1. 契約者が、支払期日を過ぎても支払いをしない場合、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を、延滞利息とし支払うものとしします。
2. 前項の支払いに要する振込手数料その他の費用は、全て契約者が負担するものとしします。

第 16 条（秘密保持）

1. 契約者及び当社は、本契約に関して知り得た相手方の営業上、技術上、その他業務上の秘密情報（秘密である旨を相手方に明示した情報をいいます。）について、本契約を履行するにあたり必要な範囲でのみ利用し、第三者への開示や本契約以外の目的で利用しないものとしします。
2. 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に該当しないものとしします。
 - (1)開示された時点において、受領者が既に了知していた情報
 - (2)開示された時点において、既に公知であった情報
 - (3)開示された後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
 - (5)秘密情報とは無関係に受領者が独自に開発した情報
3. 前各項で定めた事項は、本契約終了後も効力を有するものとしします。

第 17 条（個人情報の保護）

当社は、本契約に関して契約者から取得した個人情報について、当社のホームページに記載する「個人情報保護方針」に基づき適正に取り扱うものとしします。

第 18 条（免責事項）

1. 当社は、本契約及び本サービスの提供に関して、当社の責に帰すべからざる事由により発生した契約者の損害に対し、如何なる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとしします。
2. 当社は、本サービスの提供に関して、当社の責に帰すべき事由により発生した契約者の損害に対し、当該損害発生前の 6 ヶ月間に契約者が当社に支払った本サービスに関する料金を上限として、契約者に対する損害賠償責任を負うものとしします。
3. 当社は、当社の予見の有無を問わず、特別な事情から生じた契約者の損害や逸失利益、及び第三者から契約者に対してなされた損害賠償請求に対する補償はしないものとしします。
4. 本サービスは、インターネット接続、メール送受信、パソコンやその周辺機器、ソフトウェア等の完全な品質保持又は正常な動作を保証するものではないものとしします。

5. 契約者の有するID やパスワード、固有データやプログラムの管理及びバックアップ等は契約者の責任において必要措置を取るものとし、それらの紛失や流出、その他トラブルについて当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、本サービスの全部又は一部を、当社の選定した協力会社へ委託する場合があります。
7. 当社は、契約者が希望する日時での本サービスの提供及び期日までの作業完了等について保証しないものとします。

第 19 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約並びに本約款の解釈及び適用は、日本国法に準拠するものとします。また、本契約に関する訴訟等については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 20 条（信義誠実の原則）

本契約に規定なき事項及び本契約の解釈に関し生じた疑義については、信義誠実を旨として双方で協議し、解決するものとします。

No. 1 ビジネスWi-Fi サポート 注意事項

【サポート電話番号】

0120-160172

【提供時間及び提供内容】

年間通じて 9:00 から 21:00 までの間、サポート電話番号でオペレータによる受付及びお電話による設定サポートを提供します。ただし、緊急やむを得ない場合はサポートの提供を中止することがあります。

【モバイル端末のサポート範囲】

AP に接続するWi-Fi 端末のWi-Fi 設定のサポートまでとなります。

【協力事項】

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じたID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) モバイル端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) モバイル端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

【サポートを提供するにあたり取得する情報】

当社は、以下の情報を取得し、クラウドで保有します。なお、本サービスの機能として提供する来訪者向けWi-Fi インターネットに接続する来訪者の情報についても取得し、保有します。これら情報は、本サービスの利用状況の把握、データ分析、本サービスの機能改善等の目的で保有するものとし、目的外で第三者に開示することはありません。

- (1) モバイル端末のMAC アドレス、機種情報、OS の種類、ブラウザの種類
- (2) モバイル端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報

本約款は、2026 年 7 月 25 日から改定され、2026 年 8 月 25 日から実施されます。
本約款は、2026 年 8 月 1 日から改定され、2026 年 8 月 25 日から実施されます。